

官報

号外

平成二十一年六月二日

○第百七十一回 衆議院会議録 第三十五号

平成二十一年六月二日(火曜日)

議事日程 第二十三号

平成二十一年六月二日

午後一時開議

第一 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

会期延長の件

議員請暇の件

日程第一 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

会期延長の件

○議長(河野洋平君) 会期延長の件につきお諮りいたします。

本国会の会期を六月四日から七月二十八日まで五十五日間延長いたしたいと存じ、これを発議いたします。

本件につき討論の通告があります。順次これを許します。松本大輔君。

〔松本大輔君登壇〕

○松本大輔君 民主党の松本大輔です。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました五十五日間の会期延長につきまして、断固反対の立場から討論いたします。

(拍手)

初めに、五月二十七日の党首討論における総理の発言について、強く抗議いたします。

総理は、小沢前代表の秘書の事案について、現行法ですら守られていない、それを犯された方がそこにいらつしやるなどと、小沢前代表の秘書が

違法行為を行ったと決めつけるような発言を繰り返しました。

ぶれてないという日本語が、その意味がわからなくなってしまうに三権分立を理解してくれと願うのは、せん方ないことなのでしょうか。本場に情けない限りです。猛省を求めます。

総理、あなたは、同じ党首討論の場で、言葉というものは極めて大事にしないかぬとおっしゃいました。ほかならぬ総理の御発言であったため、これは、そら耳か、はたまた物まね風の手のやじなのか、一瞬、我が耳を疑いました。もちろん、内容そのものに異論はありません。政治家にとって、言葉は命ともいうべきものであります。

覚えていらつしやるでしょうか。「私は決断した。」「国会の冒頭、堂々と私とわが自民党の政策を小沢代表にぶつけ、その賛否をただしたうえで国民に信を問おうと思う。」「総理の命とは、人文字もびつくりの一発芸、たつたのでしょうか。

威勢のいい決意表明から八カ月。選挙の先送り、郵政民営化には賛成ではなかったといった発言、定額給付金を高額所得者が受け取るのはさもないといった発言、今回の厚生労働省分割をめぐる迷走、何度も繰り返されるどたばた劇に国民は辟易しています。最後はいつものなんちゃってという落ちも、もうたくさんです。漫画は、せめて読むだけしておいていただきたい。

御自身が党首討論でおっしゃっていたように、我が党の鳩山代表とあなたと一体どちらが内閣総理大臣としてふさわしいのか、民主党と自民党とどちらの政党が政権を担う力があるのか、国民に

信を問おうではありませんか。

私たちは、いたずらな審議の引き延ばしはしないと申し上げています。大幅な会期延長は不要であり、さらに言えば、百害あつて一利なしです。

定額給付金に今回の補正予算、そのいづれからも明らかたとおり、今の政権が続くことこそが最大の税金の無駄遣いであり、景気回復にとつての最大の足かせだからです。

政権の延命が第一という今の政権でいいのか、それとも、国民の生活が第一という私たちの政権がいいのか、国民に信を問おうではありませんか。

景気も雇用も家計も日に日に厳しさを増す中で、十二兆一千億円、消費税五%分にも匹敵する税金を天下り先に垂れ流し続ける今の政権でいいのか、それとも、天下りのあつせんを根絶し、同じ消費税五%分の税金があるなら、それを最低保障年金の創設、年金空洞化の解消、年金制度の抜本改革に充てる、つまりは、将来不安の解消、暮らしの不安の解消に充てる、GDPの六割を占める個人の消費を刺激して一日も早い景気回復を目指す、そういう私たち民衆の政権がいいのか、国民に信を問おうではありませんか。

官民人材交流センターという政府公認の天下り仲介機関を通じて天下りが公然と行われ続けていることに象徴されるように、今の政権は、国民不在の官僚政治そのものです。

生活保護の母子加算が廃止される一方で、官僚のお手盛り、悪乗り、焼け太り、そういった予算が満載の補正がまかり通っています。役所の新築や建てかえに八百四十九億円、天下り官僚の果腹

である独立行政法人の建物の新築や建てかえに二千九十二億円、役所のデジタルテレビ七万台に七十一億円など、役所や独立行政法人の施設整備費に投入される金額は、何と二兆九千億円にも上ります。それなら私もということでしょうか、私のアニメ館ともいべき箱物に百十七億の予算までついています。

しかも、それらの財源は、税収を上回りがねない借金で賄おうとしています。要するに、次世代への安易な負担のツケ回しです。経営者を自称されている総理ですが、本来財務リストラの定石として真っ先に手をつけるべき無駄遣い、経営陣の特権は温存する一方で、弱者を切り捨て、安易な借金を重ね、今はまだ発言権、投票権を持たない次の世代に平然と負担をツケ回す、そういうあなたに国家経営者たる資格はありません。

弱者の痛みへの無関心、次世代の痛みへの無関心。かつて、マザー・テレサは、愛の反対は、憎しみではなく、無関心だと述べました。麻生政権の政治は、民主党鳩山政権が目指す友愛の政治とは、まさに対極にあると言わざるを得ません。

不支持六割という現実を麻生内閣は謙虚に受けとめるべきです。情性の延長に希望はないということを見抜いています。一抹の矜持が残っているなら、一刻も早く国民の審判を仰ぐべきです。

私たちは、来るべき選挙で必ずや国民の信を得て、国民の生活が第一の政治を実現することをお誓い申し上げます。

以上、会期延長に反対する理由を申し述べ、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 小此木八郎君。

(「小此木八郎君登壇」)

○小此木八郎君 自由民主党の小此木八郎でございます。

私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました今国会の会期を七月二十八日まで五十五日間延長する件につきまして、賛成の立場から討論を行うものであります。(拍手)

いわゆるねじれ国会となつて以来、結論を出すのに従来以上に時間がかかる国会が続いております。一昨年から昨年にかけては、十四年ぶりに年をまたいで会期を延長した国会がありました。本年は、一月五日から召集された通常国会が、残すところあと一日であります。

立法院に与えられた使命は、国民生活に密接に関係する予算案や関連法案を審議し、その成立を期することにあります。すなわち、国民を代表するすべての国会議員に対しては、国益や国民生活にかかわる問題に全力を挙げて取り組み、しっかりと結論を出していくべき姿勢が強く求められており、それを果たそうとする我々の使命感の中にこそ議会の健全性が宿るものと私は確信をいたしております。

この通常国会には、政府から新規に六十七件の閣法が提出されておりますが、現在、成立しているのは、わずかに三十八件であります。条約も議員立法も、いまだ多くの議案が審議中、あるいは審議を待っている状態であります。

衆参両院における与野党議員の真摯な議論により、本年度の補正予算はようやくさきの五月二十九日に成立いたしました。残る補正予算関連法

案や重要法案の成立を図ることなくして、このまま無責任に国会を閉じるわけにはまいりません。補正予算の関連法案六件は、新たな追加経済対策として四月二十七日に提出されましたが、補正予算が成立したにもかかわらず、一件も成立していません。このうち、租税特別措置法は五月十三日に衆議院を通過いたしました。参議院では付託されたされておられません。

日本学術振興会法は間もなく衆議院を通過いたしますが、政策投資銀行法や商工中金法などは、所管する財務金融委員会や経済産業委員会において採決にすら至っておりません。国民年金法は四月十七日に、海賊行為対処法は四月二十三日に衆議院を通過してはいるが、これから参議院でようやく審議が始まるところであります。

未曾有の経済危機に果敢に対処するもの、国民生活に密接に関連するもの、国家の安心、安全にかかわるものに対して国会が何ら結論を出さず、また、法案が一院を通過してから一カ月半もの間審議が進まずにいる事態は、看過できません。

さらには、国民の重大な関心事であります臓器移植法、そして二年間も放置されてきた憲法審査会規程、この制定についても、一日も早く国会の意思を決定し、立法院の不作為を解消していかねければなりません。

また、重要広範議案として位置づけられている国家公務員法や、世界的な経済金融危機を克服するために麻生総理が金融サミット等で主導的提言をしてきたIMF、国際通貨基金や国際復興開発銀行に関する協定も未付託のままなのであります。

会期末の前々日に当たる昨日、民主党から、企業・団体献金禁止などを柱とする政治資金規正法が提出されました。さきの党首討論において、鳩山由紀夫民主党代表は、与党の皆さんも協力をして法案の成立を図ろうとありませんかと呼びかけておられます。そうであれば、民主党は、みずからが提出した法案に対する議論を重ねるためにも、会期延長に賛成されてしかるべきではありませんか。

私たちも、政治資金のあり方についてしっかりと論じていかなければならないと思っております。あわせて、与党から提出している政党解散後の寄附制限に関する政党助成法や供託金引き下げに関する公職選挙法についても、その審査を強くお願いするものであります。

もとより、国会は言論の府であります。残る重要法案審議のための会期延長は、何の不思議もありません。国民の前に、開かれた与野党の真剣な論戦を展開して、結論を導き出していこうではありませんか。党首討論についても、ぜひ積極的に開催してまいりましょう。民主党が提案している政策について、その財源、日本国憲法や安全保障上の基本的な考え方など、私たちが確認したいことも多々ございます。

理念や手法は違つても、国民生活の不安や将来に対する懸念を解消していくことが、我々国会議員に課せられた重大な責務であります。

国会は唯一の立法機関として、あらゆる問題に一定の結論を出していかなければなりません。我が国の国益や国民生活、また国際社会との協調を考えれば、この際、重要法案の成立を確実にする

ための会期を確保すべきことは当然であります。そして、私たち自由民主党と公明党は、責任与党として国民の負託にこたえるべく、懸案事項の処理に全力を尽くしてまいらる覚悟であります。

以上、申し述べましたように、私は、ただいまの議長に賛意を表し、五十五日間の会期延長が速やかに議決されるべきであると強く主張いたします。賛成の討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 佐々木憲昭君。

(佐々木憲昭君登壇)

○佐々木憲昭君 私は、日本共産党を代表し、会期を五十五日間延長する提案に反対の討論を行います。(拍手)

麻生総理は、安倍総理、福田総理と二代続いて政権を投げ出す前代未聞の異常事態を受け、昨秋に政権の座に着きました。

日本共産党は、貧困と格差を広げた構造改革路線をどうするのか、アメリカ言いなりの自衛隊海外派兵を続けるのか、これら国政の基本問題を徹底審議した上で解散し、国民の審判を仰ぐことを要求してきました。

総理に就任して真つ先にやるべきは、解散・総選挙で国民に信を問うことだったのであります。ところが、麻生総理は、世論調査の支持率が芳しくないという見や、一転して、解散を先送りし、政局より政策だと言ひ出したのであります。

そのため、本予算だけでなく、三回も補正予算を組みました。しかし、金額だけは最大規模に膨らんだものの、財界奉仕、アメリカ力追随という政

治の基本は全く変わらなかったものであります。そのため、国民は耐えがたい痛みを押しつけられることになりました。

一時的なばらまきの陰で、麻生内閣は、母子家庭の児童扶養手当のカットを無慈悲に続け、生活保護の母子加算、老齢加算も容赦なく廃止してしまつたのであります。余りにも冷たいではありませんか。

また、高齢者の怨嗟の的となつてゐる後期高齢者医療制度を続け、応益負担の名で自立を破壊する障害者自立支援法もそのままでありまふ。その上、社会保障を毎年二千二百億円削減する方針も撤回しようとしておりません。国民の不安は拡大するばかりであります。

「給付金 後で回収 消費税」、この川柳が国民の共感を呼んでゐるのを御存じでしょうか。理念なきばらまき予算のすべてのツケが消費税増税で庶民に回されることを、多くの国民が気づいております。麻生内閣のねらいは、物の見事に見抜かれてゐるのであります。

許しがたいのは、会期延長で成立を図ろうとしているのが、海賊対処法案であり、憲法審査会規程だということです。

海賊対処法案は、海賊を口実に自衛隊の海外派兵を拡大するものであります。

法案では、抵抗、逃亡する海賊への危害射撃、海賊行為を制止するための船体射撃を規定してゐます。日本から遠く離れたソマリア沖で、自衛隊が戦後初めて人を殺傷しかねないのであります。しかも、法律ができる前に、海上警備行動の名で

護衛艦、P3Cまで派遣してゐるのであります。これは、派兵恒久法につながる動きであり、絶対に容認できません。

ソマリア海賊の取り締まりは、本来、周辺国の海上警察力によるべきものであり、日本は、そのための財政的、技術的な援助を行うべきであります。さらに、問題の根本解決のためには、ソマリアの内戦終結を初め、崩壊したソマリアの国家とこの地域を政治的、経済的に安定させることであります。そのための国際的協力と外交努力こそ、憲法九条を持つ日本がやるべきことであります。

何が何でも自衛隊派兵ありきという発想は、撤回すべきであります。

憲法審査会規程案について言えば、審査会を始動させて、改憲原案づくりに着手し、国民投票法施行後に改憲原案の国会提出をいつでもできるようにすることをねらつたものであり、断じて容認できません。国民は憲法改正を求めておらず、改憲手続を整備する必要は全くないのであります。

与党は、改憲手続法が成立して二年たつのに憲法審査会が発足してゐないことが問題だと言ひますが、そもそも、改憲手続法は、当時の安倍内閣のもとで自民党が目指す九条改憲の政治スケジュールに沿つて強行成立させられ、憲政史上に重大な汚点を残したものであります。審査会規程が未整備であることを問題にするのなら、むしろ、改憲手続法そのものを廃止すべきであります。

これらの法案を通すための会期延長など、到底認めるわけにはまいりません。速やかに解散・総選挙で国民に信を問うことを求め、会期延長への反対討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 保坂展人君。

(保坂展人君登壇)

○保坂展人君 社会民主党・市民連合を代表して、ただいま議題になりました会期延長の件について、党利党略の余りのひどさにあきれを思ひて反対の討論を行います。(拍手)

本通常国会は、派遣切りの悲鳴が全国各地でこだまする中で召集されました。しかし、麻生政権は、経済危機と雇用不安に苦しむ国民を横目に総選挙対策のばらまきに次ぐばらまきを続けた上で、そのツケを消費税アップの形で国民に押しつけようとしています。

通常国会は、真にやむを得ないケース以外は延長しないというのが会期制の原則です。労働者が人間として扱われてゐない現状を打破するための労働者派遣法の抜本改正や、企業・団体献金の禁止を内容とする政治資金規正法改正案、また、裁判員制度の中で、生涯にわたつての守秘義務、過剰な刑事罰、懲役六カ月、罰金五十万、こういう内容を見直す裁判員法改正案など、国民のための法案審議、成立のためなら理解もいたしますが、今回の延長は全く国民のためではありません。

反対の第一の理由は、麻生政権のだらした延命のための延長だからです。もはや、究極のばらまきと呼ばれるさきの補正予算が成立した以上は、解散先送りの理由はありません。ばらまきの種が芽を出し、葉を広げるころに内閣支持率の上昇を見るだろう、こんな観測はむなしの限りでございます。

総額四兆三千億円、四十六種類ものの基金は、天
下り官僚たちが待ちに待ったそのものであり、二
兆九千億円を超える施設費は、地デジテレビやエ
コカー、ソーラーパネルを役所が買いまくるとい
うものであり、官需そのものであって、役所が一
番、国民が二番そのものの発想です。

また、さきの補正予算の多くが総額十兆八千百
九十億円の赤字国債で賄われ、一般会計も合わせ
ると百二兆円となる予算の歳入のうち、何と四
三%が国債となり、戦後最悪の数字となります。
十年前、世界一の借金王と自嘲した故小渕総理も
びつくりの事態ではありませんか。

第二に、国民投票法の成立により設置をされた
憲法審査会の始動や、ソマリア沖海賊対策を名目
に事実上の自衛隊の恒久的な海外派遣に道を開く
海賊対処法案の成立など、憲法破壊のための延長
だからであります。

第三に、予算関連法案の衆議院における再議決
あるいはみなし否決規定の活用のための延長であ
り、参議院の意思、審議権を剝奪することになる
からです。

最後に、政府・与党の気ままな都合で自在に土
俵を広げるように国会を私物化する会期延長は、
断じて認められません。今こそ政治が責任を果た
すときであり、私は逃げませんというのであれ
ば、逃げずに、解散・総選挙で国民の信を問うべ
きです。

私は、麻生政権と与党の理不尽な対応を激しく
弾劾し、会期延長に断固反対、この立場で反対討
論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたし
ました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

会期を六月四日から七月二十八日まで五十五日
間延長するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、会期は
五十五日間延長することに決まりました。

議員請暇の件

○議長(河野洋平君) 議員請暇の件につきお諮り
いたします。

小泉純一郎君から、六月三日から十一日まで九
日間、請暇の申し出があります。これを許可する
に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。
よって、許可することに決まりました。

日程第一 独立行政法人日本学術振興会法の
一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、独立行政法人日
本学術振興会法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

委員長長の報告を求めます。文部科学委員長岩屋
毅君。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正す
る法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(岩屋毅君登壇)

○岩屋毅君 ただいま議題となりました法律案に
つきまして、文部科学委員会における審査の経過
及び結果を御報告申し上げます。

本案は、独立行政法人日本学術振興会に、先端
的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成
及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に
要する費用に充てるための基金を設けるものであ
り、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、独立行政法人日本学術振興会は、平成
二十一年度一般会計補正予算により交付される補
助金により、平成二十六年三月三十一日までの間
に限り、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基
金を設けること、

第二に、先端研究助成基金及び研究者海外派遣
基金の運用に関し、独立行政法人通則法の規定を
準用すること、

第三に、独立行政法人日本学術振興会は、毎事
業年度、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業
務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了
後三月以内に文部科学大臣に提出するとともに、
文部科学大臣は意見をつけて当該報告書を国会に
報告しなければならないものとする事

などであります。

本案は、五月七日本委員会に付託され、翌八日
塩谷文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、

二十二日質疑を行い、質疑を終局いたしました。

二十九日、本案に対し、自由民主党、民主党・
無所属クラブ及び公明党の三党派共同提案によ
り、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時
の措置とすることを削除する修正案が提出され、
趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、討論、
採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はい
ずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議
決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申
し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は修正であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は
委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いた
します。

午後一時三十四分散会

出席閣僚大臣

文部科学大臣 塩谷 立君

○議長の報告

(両院協議会請求)

一、去る五月二十九日、本院は、次の内閣提出案につき参議院が否決したので参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(両院協議会協議委員長副議長互選)

一、去る五月二十九日、協議委員長副議長互選の結果、次のとおり当選した。

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会協議委員

議長 衛藤征士郎君

副議長 鈴木 恒夫君

(両院協議会協議委員選挙通知)

一、去る五月二十九日、駒崎事務総長から小幡参議院事務総長あて、本院は、平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

衛藤征士郎君 鈴木 恒夫君

佐田玄一郎君 田野瀬良太郎君

根本 匠君 山本 拓君

小島 敏男君 下村 博文君

西 博義君 富田 茂之君

(通知書受領)

一、去る五月二十九日、小幡参議院事務総長から駒崎事務総長あて、参議院は平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

石井 一君 小川 勝也君

亀井亜紀子君 小林 正夫君

鈴木 寛君 水岡 俊二君

峰崎 直樹君 森 ゆうこ君

大門実紀史君 又市 征治君

一、去る五月二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

消費者庁及び消費者委員会設置法

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

消費者安全法

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(予算送付及び通知)

一、去る五月二十九日、憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(報告書及び文書受領)

一、去る五月二十九日、平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会衆議院協議委員長衛藤征士郎君から河野議長あて、両院協議会の成案を得なかつた旨次の報告書を受領した。

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)両院協議会報告書

平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)両院協議会報告書

平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)両院協議会報告書

一、去る五月二十九日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく「防災に關してとつた措置の概況」の報告

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく「平成二十一年度の防災に關する計画」の報告

男女共同参画社会基本法第十二條第一項の規定に基づく「平成二十一年度男女共同参画社会の形成の状況」に關する報告

男女共同参画社会基本法第十二條第二項の規定に基づく「平成二十一年度男女共同参画社会の形成の促進施策」に關する文書

高齢社会対策基本法第八條第一項の規定に基づく「平成二十一年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に關する報告

高齢社会対策基本法第八條第二項の規定に基づく「平成二十一年度高齢社会対策」に關する文書

一、去る五月二十九日、人事院總裁谷公士君から次の報告書を受領した。

国家公務員法第二十四條の規定に基づく平成二十一年度人事院業務状況の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

木原 誠二君 木挽 司君

長島 忠美君 浮島 敏男君

吉良 州司君 逢坂 誠二君

木挽 司君 小里 泰弘君

浮島 敏男君 長島 忠美君

小里 泰弘君 木原 誠二君

逢坂 誠二君 吉良 州司君

文部科学委員

辞任 補欠

藤村 修君 山井 和則君

西 博義君 遠藤 乙彦君

山井 和則君 藤村 修君

遠藤 乙彦君 西 博義君

議院運営委員

辞任 補欠

奥野 信亮君 浮島 敏男君

浮島 敏男君 奥野 信亮君

(議案提出)

一、昨日、議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出)

(議案通知書受領)

一、去る五月二十九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る五月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る五月二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

号)

一、去る五月二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

消費者庁設置法案(第百七十回国会内閣提出、本院継続審査)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第百七十回国会内閣提出、本院継続審査)

消費者安全法案(第百七十回国会内閣提出、本院継続審査)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

(返付議案受領)

一、去る五月二十九日、参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(議案通知)

一、去る五月二十九日、次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となった旨参議院に通知した。

平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)
平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(質問書提出)

一、去る五月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北方四島への人道支援に対するサハリン州政府の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省在外職員の住居の実情等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省と同省所管の各種法人との関係等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

最高裁判所裁判官の指名等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

たばこ自動販売機の成人識別装置に関する再質問主意書(北神圭朗君提出)

一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

痴漢行為を行った検察官に対して下された処分
の妥当性等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

本年度のビザなし交流第二陣におけるロシア系住民との対話集会等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

駐ロシア特命全權大使の信任状奉呈式におけるロシア大統領の発言に対する外務省の見解等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方領土問題に係る我が国の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

殺人罪等に問われているフジモリ・元ペルー大統領に対する政府の保護に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

「子どもの健全育成プログラム」の策定・実施に関する質問主意書(山井和則君提出)

生活保護の母子加算廃止等に関する質問主意書(山井和則君提出)

一、去る五月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省の労働組合員が無届けで非営利団体の役員を兼務していた件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の報道機関関係者がロシア政府のビザ発給を受けて北方四島に渡航した件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表に対する外務大臣の対応等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員田嶋要君提出成田新高速線開通に伴う運賃問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費節減効果の検証等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約四百五十七万円もの賃借料が二年に渡り支払われ続けている件に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員北神圭朗君提出たばこ自動販売機の成人識別装置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出落札者による入札書類・関連資料作成に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員死亡事件に係る防衛省による調査の進捗状況等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省の出先機関における勤務評定に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出「育児休業に係る不利益取扱い」及び「妊娠・出産等を理由とした解雇等不利益取扱い」に対する是正指導後の状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出新・要介護認定基準に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出生活保護母子加算の廃止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出生活保護母子加算の廃止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出生活保護母子加算の廃止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出生活保護母子加算の廃止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出生活保護母子加算の廃止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出生活保護母子加算の廃止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出生活保護母子加算の廃止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出生活保護母子加算の廃止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出生活保護母子加算の廃止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出生活保護母子加算の廃止に関する質問に対する答弁書

平成二十一年五月十九日提出
質問 第四二〇号

農林水産省の労働組合員が無届けで非営利団体の役員を兼務していた件に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

農林水産省の労働組合員が無届けで非営利団体の役員を兼務していた件に関する質問主意書

本年五月十三日付の新聞報道によると、農林水産省の労働団体である全農林労働組合北海道地方本部の委員長が、国家公務員が非営利団体において役員を兼任し、報酬を得る場合は、農林水産大臣等の許可を必要とする国家公務員法の規定（以下、「規定」という。）に反し、無許可で北海道労働金庫の非常勤監事を務め、日当を受け取っていたことが明らかになったとのことである。更には、東北等でも同様の事例があるとのことである。更に他の報道によると、右の全農林北海道地方本部委員長らが「規定」に違反する形で労働金庫の役員を兼任していた件を、全農林中央本部として承知していたと、花村靖書記長が認めたとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 「規定」に反し、全農林の幹部含め農水省職員が非営利団体の役員を兼務し、報酬を得ていた事例は何件あるのか、その期間、兼務した団体の名、「規定」に反した者の官職、得ていた報酬の金額等、詳細を明らかにした上で、全て挙げられたい。
二 農水省として、一の事例を初めて知ったのはいつか。
三 農水省において、なぜ一の事例が横行しているのか。歴代農水大臣はじめ、歴代事務次官等の同省幹部の監督が何ら実効性を有していなかったものとするが、農水省の説明を求めたい。

たのか。歴代農水大臣はじめ、歴代事務次官等の同省幹部の監督が何ら実効性を有していなかったものとするが、農水省の説明を求めたい。

四 農水省として、三の歴代農水大臣、歴代事務次官等の監督責任につき、過去にさかのぼって検証する考えはあるか。

五 一の報酬を得ていた者は、「規定」を知らないで報酬を得ていたのか。それとも、「規定」を知りながらそうしていたのか。

六 一の報酬を得ていた者は、意図的であるにせよそうでないにせよ、公僕たる国家公務員の信用を著しく損なう、国民を裏切る行動をとったものとするが、農水省として、右の者に対し、どのような対応をとる考えているか説明されたい。
右質問する。

内閣衆質一七一第四二〇号

平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省の労働組合員が無届けで非営利団体の役員を兼務していた件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省の労働組合員が無届けで非営利団体の役員を兼務していた件に関する質問に対する答弁書
一から六までについて
農林水産省においては、御指摘の報道を受

け、同省職員が非営利団体の役員等を兼ねる際の国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）等に定める職員の兼業に係る手続の履行状況等の事実関係を確認するため、現在、兼業先と想定される労働金庫等の機関の協力を求めつつ、調査を行っているところである。調査の結果、法令違反等の事実が明らかとなった場合には、厳正に対処することとしている。
なお、これまでも、同省においては、兼業に係る規制について、同省職員に対し周知してきたところである。

平成二十一年五月十九日提出
質問 第四二一号

我が国の報道機関関係者がロシア政府のビザ発給を受けて北方四島に渡航した件に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国の報道機関関係者がロシア政府のビザ発給を受けて北方四島に渡航した件に関する質問主意書

本年五月十三日付の新聞報道によると、札幌テレビ放送と日本テレビの日本人記者が、ロシア政府が発給するビザを受けて北方四島の択捉島に滞在していることがわかったと報じている。右につき、兒玉和夫外務報道官は、同日の記者会見において、「今般、ロシアの査証を所持する日本テレビ・モスクワ支局長が取材のため択捉島に五月九日から十三日までの予定で滞在し、同記者の択捉島訪問に基づく報道が昨夜放映されました。政府としては、我が国固有の領土である北方四島の口

シアによる不法占拠が続いている状況において、我が国国民があたかも北方領土においてロシア側の『管轄権』に服したかの如き誤解を与えかねない行為を行うこと、またあたかも北方四島に対するロシアの『管轄権』を前提としたかの如き行為を行うことは、北方領土問題に関する我が国の法的立場と相容れないものと考えており、平成元年九月十九日付けの閣議了解及びこれに関連する一連の閣議了解により、国民各位に対し、北方領土問題の解決までの間、いわゆる四島交流、自由訪問または墓参の枠組み以外による北方領土への入域を行わないように要請をしております。従いまして、今般日本テレビの関係者がロシアの『出入国手続』に従った形で北方四島に入域したことは、我が国の法的立場及び領土問題の解決を願う国民の総意と相容れず、また、これらの閣議了解に反するものであり、極めて遺憾であると考えております。更に、先に述べた閣議了解を尊重して入域を自粛してきている他の国民の皆様方との関係でも問題であると考えます。特に、元島民の方々は、領土問題に関する我が国の法的立場を害さないよう、四島交流等の枠組み以外で四島を訪問することを自粛し、自由に故郷を訪問できない状況に耐え続けてきています。今回の日本テレビの行為は、このような元島民の方々の心情を無視するような行為であり、極めて遺憾です。（中略）昨晩は、外務省の報道課長から先方の外報部長に対して、また今朝、同様に報道課長から日本テレビの外報部長に電話で申し入れをし、それを受けて私も今朝、日本テレビの報道局長に対し、只今申し上げたような日本政府の考え方、立場を申し入れたところです。改めて、この場で日本テレビにお

かれても本件事案の重大性を十分認識頂きたいと思ひますし、今後このような行動を繰り返すことのないよう速やかに再発防止のための措置をとることを強く要請するものです。日本テレビ側の速やかな対応を期待するものです。」と述べている。右を踏まえ、質問する。

一 前文の記者会見において兒玉報道官は、「日本テレビ側は外務省に対してどのように説明しているのか。」との質問に対し、「正確には、先方に照会して頂きたいと思いますが、私が今この申し入れを報道局長に伝えたことに對して、報道局長からは、今外務報道官からの申し入れについてはこれを真剣に受け止めて、今後の対応について検討します、という反応でした。」との回答をしている。現時点で、日本テレビ側より今回の件に関する同社の対応のあり方について、外務省に対し何らかの説明はなされているか。

二 前文の記者会見において兒玉報道官は、「過去に平成元年の閣議了解の前に、いくつかケースがあったと思いますが、これ以降に報道関係者が北方領土に入つて、同様にビザの申し入れをしたという例はありませんか。」との質問に対し、「今、過去の事例の確認をしておりませんから、今私の手元に、確たることを申し上げる材料がないので、また改めて確認させて頂きます。」との回答をしているが、現時点で、一九八九年九月十九日の閣議了解及びそれに関連する一連の閣議了解（以下、「閣議了解」という。）がなされた以後も、今回の件同様、報道関係者がロシア政府によるビザ発給を受けて北方

四島に渡航したという事例があるか否か、外務省として確認をしているか。

三 二で、「閣議了解以後、今回の件同様、報道関係者がロシア政府によるビザ発給を受けて北方四島に渡航したという事例があるのなら、外務省として、それをいつ把握していたのか、また、把握した際にどのような対応をとっていたのか説明されたい。」

四 二で、「閣議了解以後、今回の件同様、報道関係者がロシア政府によるビザ発給を受けて北方四島に渡航したという事例がありながら、外務省として、その事例があつた時点でそれを把握できていなかったのなら、それはなぜか。」

五 報道関係者に限らず、我が国民が、今回の件同様、ロシア政府によるビザ発給を受けて北方四島に渡航したという事例はないか、外務省として把握しているか。

六 五で、その様な事例があるのなら、それらに對し、外務省としてどのような対応をとつてきたのか説明されたい。

七 二〇〇七年から二〇一五年までの期間にわたる実施されている「千島列島経済社会発展計画」により、現在ロシア政府による北方四島の開発が進められていると承知する。また、ロシア政府によるビザの発給を受け、日口以外の国の国民が北方四島に渡航するという事実も多く見られる。右の北方四島の現状を鑑みる時、我が国としても、ただ手をこまねいて、ロシアによる不法占拠の既成事実化を座視するのではなく、ロシア政府によるビザの発給を受け、例え一時的にロシアの管轄権に服す形になつたとして

も、北方四島が日口の係争地域となつており、話し合いにより北方領土問題を解決するとの取り決めがなされている以上、邦人の北方四島への入域を積極的に進め、邦人の北方四島における経済活動を促すべきではないのかという意見が、我が国内の一部にあると承知するが、右の意見に対する外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七二第四二一号
平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の報道機関関係者がロシア政府のビザ発給を受けて北方四島に渡航した件に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の報道機関関係者がロシア政府のビザ発給を受けて北方四島に渡航した件に関する質問に對する答弁書

一 について

外務省からの申し入れに對する日本テレビ放送網株式会社側の考えについては、外務省として聴取している。

二から七までについて

政府としては、ロシア連邦が北方四島を不法に占拠している現状において、あたかも北方四島に對するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で我が国民が北方四島に入域する

こと又は北方四島における経済活動等に從事することは、ロシア連邦による不法占拠を認めることにほかならず、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないと考える。政府としては、閣議了解に基づいて、我が国民の北方領土への入域は、墓參、四島交流及び自由訪問の枠組みの下での訪問のみとし、これら以外の北方領土への入域については、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民の理解と協力を要請してきており、これまで理解と協力を得られているものと認識している。

また、外務省としては、御指摘のような事案に関する情報を含め必要な情報収集を行つてきており、具体的事案が判明する場合には、その都度、申し入れを行う等適切に対応してきているが、外務省が行つていく情報収集の内容等について具体的にお答えすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

平成二十一年五月十九日提出
質問 第四二二号

政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表に對する外務大臣の対応等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表に對する外務大臣の対応等に関する第三回質問主意書
本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府

代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、「三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、齒舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきとの見解を示したと報じた記事(以下、「毎日記事」という。)が掲載されている。

右について谷内代表は、例えば同日付産経新聞報道等で、「毎日記事」にある様な、北方四島の面積分割をもって最終的な北方領土問題の解決とすべきという趣旨の発言はしておらず、「毎日記事」はねつ造である旨発言している。しかし、中曽根弘文外務大臣は、本年四月二十日、訪米中の谷内代表に電話をし、「結果として誤解を与えたことは遺憾」と、谷内代表を嚴重注意したと承知する。

右と「前回答弁書(内閣衆質一七第一三七〇号)及び「前々回答弁書(内閣衆質一七第一三二一号)を踏まえ、再度質問する。

一 中曽根大臣は本年四月二十日の衆議院決算行政監視委員会第一分科会において、「まず報告は、これは谷崎局長から報告を受けているところでございます」、「責任ある外務省の者がまず本人から話を聞いているわけでありまして、私自身も、それは電話でも済むかもしれませんが、しかし、本人とよく話を聞いてみるに、この新聞記事、これについていろいろ違いといえますか、解釈の違いですか、あるようでございますから、その点は、私は会って話をお聞きしたいということなのです。それも、何も一週間後とかそういうことじゃない、もう間もなく

戻ってくる。日程は存じ上げておりませんけれども、できるだけ早く、そういう気持ちでございます」と答弁していた。前回質問主意書で、中曽根大臣は同月二十一日午後、米国から帰国した谷内代表に直接会い、「毎日記事」にある谷内代表の発言に関して確認を行ったか否かを問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書(平成二十一年五月一日内閣衆質一七第一三三一号)一から三まで及び五についてで答えたとおり、平成二十一年四月二十日の衆議院決算行政監視委員会第一分科会終了後、中曽根弘文外務大臣から谷内正太郎政府代表に対して、同政府代表の帰国を待つことなく直接電話にて事実関係を確認したところである。事実関係を確認済みであることから、今後、同大臣が同政府代表に直接会った上で改めて確認を行う考えはない。」との答弁がなされている。外務省は「事実関係を確認済みである」としているが、中曽根大臣は右の分科会において「本人とよく話を聞いてみるに、この新聞記事、これについていろいろ違いといえますか、解釈の違いですか、あるようでございますから、その点は、私は会って話をお聞きしたいということなのです。」と、直接谷内氏に会って確認することの重要性を力強く説いていた。それがなぜ一転し、電話による確認のみで良しと認識するに至ったのか、その経緯が何とも不可解である。外務省としてただ「事実関係を確認済みである」とするのではなく、是非本人に会って確認したいとしていた中曽根大臣の認識がなぜ変化したのか、電話確認の結果明らかになった「毎日記事」にあ

る谷内氏の発言に係る事実関係とは一体どのようなものであるのか、詳細な説明を再度求める。

二 「毎日記事」にある谷内氏の発言は、我が国の国家主権に関わる、極めて大きな影響を国内外に与え得るものである。谷内氏帰国後、中曽根大臣として谷内氏に会おうと思えばいつでも会うことは可能であるのに、直接会うことをせず、電話確認のみで良しとするのは、我が国の外交を司る大臣として、あまりに無責任であり、国家主権に関わる問題を軽く見過ぎているのではないか。中曽根大臣の見解如何。

三 「毎日記事」にある谷内氏の発言について、今政府がなすべきことは、その発言の内容がどのようなものであったのか、谷内氏の真意とは何であったのか、全て国民に明らかにし、国民の理解を得ることである。同発言について、政府、特に外務省として、国民に対して十分な説明責任を果たしていると認識しているか。また、国民の十分な理解を得られていると認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一七第一四二二号
平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議員 河野 洋平 殿

衆議院議員 鈴木宗男君提出政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表に対する外務大臣の対応等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表に対する外務大臣の対応等に関する第三回質問に対する答弁書

一から三までについて
先の答弁書(平成二十一年五月十五日内閣衆質一七第一三七〇号)一から三までについてで答えたとおり、平成二十一年四月二十日の衆議院決算行政監視委員会第一分科会における質疑も踏まえ、中曽根弘文外務大臣から谷内正太郎政府代表に対して、同政府代表の帰国を待つことなく速やかに事実関係を確認することが適当と判断したものである。

同大臣から電話で同政府代表に確認したところ、御指摘の記事において引用されているような「個人的には三・五島返還でもいいのではないかと考えている。」といった発言は行っていないが、全体の発言の流れの中で誤解を与え得る発言があったかもしれないと遺憾である旨の説明があったことを受け、同大臣が同政府代表に嚴重に注意を行ったところである。

政府として、かかる対応は適切であり、御指摘のような批判は当たらないと考える。

平成二十一年五月二十日提出
質問 第四二二 三 号
成田新高速線開通に伴う運賃問題に関する質問主意書

提出者 田嶋 要

成田新高速線開通に伴う運賃問題に関する
質問主意書

二〇一〇年度中に予定されている成田新高速線の開通に伴い、日本一高いといわれる北総鉄道の運賃がどのようになるのか、地元自治体はじめたいへん多くの沿線住民が注目している。北総鉄道の運賃は近接路線の倍にも倍り、これまで、二度にわたり大規模な「運賃値下げ」署名が行われた経緯がある。国はそれら国民の強い声に応え、成田新高速線の開通を機に、運賃を含む諸問題を解決すべきと考え、以下のとおり質問する。

一 北総鉄道の経営者は、過去にマスコミの取材に対し、「高額といわれても利用者からいただいた運賃で建設資金を償還していく以外に当社の生きる道はない」と語っている。このように莫大な建設費を運賃で償還していく仕組みが望ましいと考えているか。また、公共的な交通機関の運賃に地域格差があることを、運賃認可をする国としては望ましいことと考えているか。

二 「成田新高速鉄道事業化推進に関する調査報告書」財団法人「運輸政策研究機構」平成十三年三月に「空港アクセスとして空港と都心を結ぶ鉄道の建設が急務となる一方、千葉県北西部のニュータウン等の開発の進捗に伴い、通勤・通学輸送の足の確保が緊急の課題となり、このための鉄道の整備とあわせ空港アクセスを解決する成田新高速鉄道の構想が出された」との記述があるように、ルート案候補の提唱（昭和五十七年五月）と北総線二期区間の工事施工認可申請（同年同月）はまったく同時期であり、北総線二期区間の建設工事は空港アクセス路線

として関連性をもって進められたと考えられるが、その事実はあるか。

三 前項の認識のとおり、当初より北総線二期区間が空港アクセス路線の一翼を担わされていたのであれば、年間六十億円に及ぶ北総線二期区間の資本償還費を、成田新高速線の運行者及び利用者は、受益分にに応じて負担すべきと考え、見解を示されたい。

四 鉄道事業法第十五条及び第十六条に基づき、線路使用料等の使用条件と運賃はともに国の認可事項であるが、両者の申請と認可は同時に行われるのか。個別に行われるのか。

五 鉄道事業法第十五条第三項では、使用条件は鉄道事業の適正な運営の確保に支障を及ぼすおそれがあると認める場合を除き認可しなければならぬと規定されているが、「適正な運営の確保に支障を及ぼす」場合を、具体的に事例をあげて示されたい。

六 成田新高速線は、第二種事業許可区間（五一・四キロメートル）内に四つの第三種事業者が存在し、歴史的経緯からさまざまな利害が絡み合った複雑な路線となっている。路線全体で使用条件の再構築を行うにはどのような条件を整えばよいのか。また、国においてそのためのイニシアチブをとることができないのか。

七 鉄道事業法第十六条第二項に規定する「適正な原価」にはどのような要素が含まれるのか。成田新高速線の運賃原価には京成線日暮里駅の駅舎改修費は含まれるのか。

八 昨年八月の一〇万七〇八七名に及ぶ署名陳情の際、谷垣国土交通大臣（当時）は「運賃は透

明・公正なものにしなければならない」と述べられたが、透明・公正な運賃とはどのようなものか。

九 北総鉄道の経営内容は、現行運賃を認可した平成十年の時点と現在で、どのように違っていると考えるか見解を示されたい。

十 長年にわたる沿線からの要望に応え、高運賃の値下げに踏み出すにはどのような条件が整えばよいのか見解を示されたい。また、条件を整えるために国からの財政支援を検討すべきではないか。右質問する。

内閣衆質一七一第四二三号
平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員田嶋要君提出成田新高速線開通に伴う運賃問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員田嶋要君提出成田新高速線開通に伴う運賃問題に関する質問に対する答弁書

一 について

鉄道建設に係る費用のうち、鉄道事業者が負担する部分については、運賃収入を始めたとする自己資金により賄うことが基本であると考えている。

また、国土交通大臣等は、鉄道事業における旅客の運賃について、鉄道事業法（昭和六十一

年法律第九十二号）第十六条の規定に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査した上で認可しているところであるが、鉄道事業者ごとにその輸送人員、運送に係る費用、経営環境等がそれぞれ異なることから、各鉄道事業者において運賃が異なっているものである。

二及び三について

御指摘の「北総線二期区間」については、当時の北総開発鉄道株式会社が、昭和四十八年十月に当時の地方鉄道法（大正八法律第五十二号）第十二条第一項の規定に基づく地方鉄道業の免許を受け、昭和五十七年八月に同法第十三条第一項の規定に基づく工事施行の認可を受けている。一方、当時の運輸省が、新東京国際空港への鉄道アクセスのルートとして、現在の成田新高速鉄道のルートの整備を推進することとしたのは昭和五十九年十一月であり、御指摘の「北総線二期区間の建設工事は空港アクセス路線として関連性をもって進められた」という事実把握していない。

四について

鉄道事業法第十五条に規定する鉄道線路の使用料等の使用条件及び同法第十六条に規定する旅客の運賃については、法令上、両者の認可の申請又は両者の認可を同時に行わなければならない旨は規定されていない。

五について

鉄道線路の使用に関しては、鉄道線路を敷設

する者と当該線路を使用する者が異なる場合に、両者の関係が安定的に維持されることが必要であり、お尋ねの「適正な運営の確保に支障を及ぼす」場合とは、例えば、鉄道線路の適切な維持管理がなされない場合をいう。

六について
御指摘の「使用条件の再構築」が何を指すのか必ずしも明らかでないが、鉄道事業法第十三条第一項に規定する第二種鉄道事業者が、同項に規定する第一種鉄道事業者又は同法第十五条第一項に規定する第三種鉄道事業者の鉄道線路を使用する際の使用条件については、各鉄道事業者の経営判断の下で決定されるべきものであり、使用条件の変更についても、まずは鉄道事業者間で調整がなされるべきものと認識している。なお、国土交通大臣等は、鉄道事業者が使用条件の変更をしようとするときには、同条第三項の規定に基づき、変更後の使用条件が鉄道事業の適正な運営の確保に支障を及ぼすおそれがあると認める場合を除き、認可することとなる。

七について
鉄道事業法第十六条第二項における「適正な原価」には、認可を申請した運賃を適用する路線における運送に関する人件費、減価償却費、諸税等が含まれる。成田新高速鉄道の「運賃原価」については、現時点では運賃の認可の申請がなされていないことから、把握していない。

八について
鉄道事業法においては、鉄道の利用者の利益

を保護すること等を目的として、運賃の認可基準や国土交通大臣が当該認可を行う場合の運輸審議会への諮問等が定められており、これらの規定に基づき、運賃の認可を行うこと等により、「透明・公正な運賃」が設定されるものと考えている。

九について
北総鉄道株式会社（以下「北総鉄道」という。）の経営内容については、平成十年度において経常赤字を計上していたものの、平成十二年度以降は経常黒字に転じ、累積損失も着実に減少させていることから、一定の経営改善が見られる一方、いまだ債務超過の状態を脱していないことから、引き続き財務状況の改善が重要な経営課題となっているものと考えている。

十について
鉄道事業における旅客の運賃は、一義的には各鉄道事業者において輸送人員や費用等を踏まえ、各鉄道事業者の経営判断の下で設定されるものであることから、運賃の値下げについても、各鉄道事業者の経営判断に基づいてなされるものであると考えている。

北総鉄道の運賃の値下げについては、現在、沿線の関係市町村等で構成される協議会から北総鉄道に対して要請がなされているところであると承知しており、これら関係者間において、値下げに関する諸課題について十分に検討を重ねた上で、その結果を踏まえて、北総鉄道において判断すべきものであると考えている。

平成二十一年五月二十日提出
質問 第四二四号

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費削減効果の検証等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費削減効果の検証等に関する再質問主意書
昨年、いわゆる「居酒屋タクシ」の問題が明らかになったことを受け、政府として同年六月十二日、各省庁に、職員が公費出張で飛行機を利用する際に私的にマイレージを取得すること（以下、「マイレージ取得」という。）を自粛する様指示を出し、外務省においても、同月二日以降の公費出張について「マイレージ取得」をしない様、省内の電子メールで全職員に通知がなされ、更に本年一月一日以降には、同省において、職員が国家公務員等の旅費に関する法律に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際は、当該航空機の利用により取得するマイレージについては、公費削減の観点から適切に活用することとする新たなルール（以下、「新ルール」という。）が適用されている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七第一第三六七号）及び「政府答弁書」（内閣衆質一七第一第三二四号）を踏まえ、再質問する。

月十七日内閣衆質一七第一第二八八号）二、六及び七について述べたとおりであり、具体的な公費削減効果の検証のために必要な期間を経た段階で検証を検討する予定である。」との答弁がなされていることに、前質問主意書で、外務省として、右答弁にある「必要な期間」とはどれくらいの期間を想定しているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書（平成二十一年四月二十八日内閣衆質一七第一第三二四号）一から五までについて述べたとおりである。」との答弁がなされている。右答弁を遡ると、本年四月十七日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七第一第二八八号）の「具体的な公費削減効果の検証のためには本方針の開始より相当の期間を経ることが必要と考えており、現時点で答えすることは困難である。」という答弁に行き着くが、当方が問うているのは、右答弁にある「相当の期間」について、外務省として具体的にどのくらいの期間を想定しているのかという点である。例えば半年間、または一年間等、外務省として「相当の期間」をどれくらいの期間として想定しているのか、具体的数字を明らかにされたい。

二 「の「政府答弁書」の答弁にある様に、現時点において、外務省として「新ルール」適用後、同省においてどれだけの公費が削減されたか、その具体的効果を検証するか否かは確定していないことが明らかになっている。右につき前回質問主意書で、それはなぜか、具体的効果の検証にある程度の期間が必要であることは理解できているが、その期間を経た後に、具体的効果の検証

をするかどうか決めていないというのでは、

「新ルール」の意義がわからず、そもそもその適用を決めた意味がないのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「外務省において職員が国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に当該航空機の利用により取得するマイルレージは、同様の旅行をする際に公費削減の観点から活用する方針であり、そのために検証が必要であるかを検討する必要があるからである。」との答弁がなされている。外務省として、

同省において「新ルール」を適用し、同省職員が「マイルレージ取得」により取得したマイルレージを公費削減のために活用する方針を有していることは既に承知しているが、「そのために検証が必要であるかを検討する必要がある」とはどのような意味を指すのか、必ずしも明らかではない。外務省として、「新ルール」適用により国民の税金を原資とする公費の削減を図るのなら、当然、それがどの程度の効果を上げたのか、具体的数値を挙げて検証し、国民に明らかにする必要があると考えるが、同省として、そもそもその検証を行うか否かを検討する必要があると考えるのはなぜか。右答弁は、検討の結果、検証を行わないという判断が外務省において下される可能性もあるということであり、それでは「新ルール」を適用したそもその意義、具体的効果を国民は知ることができないと考えるが、外務省の見解如何。

三 外務省として、「具体的な公費削減効果の検証のために必要な期間を経た段階で検証を検討

する予定である。」と言うのではなく、「具体的な公費削減効果の検証のために必要な期間を経た段階で検証する予定である。」と言った方がわかりやすく、一の期間を経た上で検証を行えば、国民の理解を得られるのではないか。外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七一第四二四号

平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイルレージの同省における取り扱い及び公費削減効果の検証等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイルレージの同省における取り扱い及び公費削減効果の検証等に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十一年四月二十八日内閣衆質一七一第三二四号)一から五までについて述べたとおりであり、これ以上具体的に申し上げることは困難である。

二及び三について

先の答弁書(平成二十一年五月十五日内閣衆質一七一第三六七号)三について述べたとおりであり、必要な検討を行うことが適切な対応であると考えている。

平成二十一年五月二十日提出
質問 第四二五号

ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一七一第三六八号)を踏まえ、質問する。

一 二〇〇六年八月十六日、北海道根室市の漁船第三十一吉進丸がロシアの国境警備隊に拿捕され、乗組員一名が銃殺された事件が発生した。先の質問主意書で、政府、特に外務省として、銃殺された盛田光広さんの御遺族に対してこれまでどの様な対応をとってきたのか、可能な範囲で説明されたいと問うたところ、「政府答弁書」では「平成十八年八月十六日、外務省から、ロシア側からお尋ねの件について連絡があったことを御家族に連絡した。その後、同月十九日、山中燐子外務大臣政務官(当時)が死亡を確認し御遺体を引き取った後、御家族と直接お会いした際、弔意を伝えた。また、同月二十二日に行われた葬儀に、外務省からは、麻生太郎外務大臣(当時)、塩崎恭久外務副大臣(当時)及び山中燐子外務大臣政務官(当時)が供花し、弔電を发出了。」との答弁がなされている。では、右答弁にある対応以外に、例えば盛田さんの御命日等、盛田さんの葬儀が済んだ後から現在に

至るまで、政府、特に外務省として、盛田さんの御遺族並びに関係者に対してどの様な対応をとってきているのか説明されたい。

二 これまで累次に渡り、その第三十一吉進丸の船体は今どこにあり、誰によってどの様に使用されているのか、外務省として把握している範囲内で詳細に説明されたい。また、同省としてその現状を明らかにすることができないと言うのなら、その理由を説明されたいと問うているが、「政府答弁書」でも同省は「御指摘の船体の現状等については、外務省が行っている情報収集活動の情報源が明らかにすることにより同情報源からの更なる情報収集が困難になる等、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えを差し控えているものである。」とし、同船体の現状及び所在地等について、一切明らかにしようとしていない。右の、第三十一吉進丸の現状及び所在地等について明らかにできない事情を、外務省として、亡くなられた盛田さんの御遺族並びに関係者、また同船体の関係者に対し、どの様な説明を行ってきたのか説明されたい。

三 過去の質問主意書で、外務省がロシア側に対して第三十一吉進丸の船体の返還についての申入れを行った直近の事例一件につき、その日にち、場所、申入れを行った政府職員の官職氏名等、具体的な説明を求めてきているが、これまでの答弁書では「外務省として、ロシア側に対して、御指摘の船体の引渡し等につき随時申入れを行ってきているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア

連邦との間の今後のやり取りに支障を来すことから、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされるのみである。先の質問主意書で、外務省は、例えば日口間で北方領土交渉がなされた際等については、その日にち、場所等、その詳細を明らかにしているが、その一方で、第三十一吉進丸の返還についてのやり取りは「ロシア連邦との間の今後のやり取りに支障を来す」として明らかにできないというのとはなぜか、国民が納得できる合理的な理由を示されたいと問うたところ、「政府答弁書」では「外務省として、ロシア側に対して、御指摘の船体の引渡し等につき随時申入れを行ってきているが、お尋ねの件については、外交上の個別のやり取りの詳細に関係することであり、これを明らかにすることは、ロシア連邦との間の今後のやり取りに支障を来すことから、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。外務省として、第三十一吉進丸の船体の引渡しを累次に渡りロシア側に訴え、同船体を取り返すべく交渉していること、並びに、ロシア側との今後のやり取りに支障を来すことから、その交渉の申身については明らかにできないということ、亡くなられた盛田さんの御遺族並びに関係者、また同船体の関係者に対してきちんと説明してきているか。

四 第三十一吉進丸については、新聞等の報道により、船体の写真とともにどこにあるかが報じられたことがあると承知する。第三十一吉進丸の船体がどこにあり、誰によってどの様に使われているのかは、既に公然となっているものにも関わらず、外務省がそれについて口を閉ざすのはなぜか。右質問する。

内閣衆質一七一第四二五号
平成二十一年五月二十九日
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて
お尋ねの件について、前回答弁書(平成二十一年五月十五日内閣衆質一七一第三六八号)二についてでお答えしたとおりの対応以外に、外務省から直接御遺族に対して、特段の対応を行ってはいないが、御指摘の逮捕事件及びこれに関するロシア側による手続は、我が国の北方領土問題に対する立場から容認し得ず、外務省として、ロシア側に対して、御指摘の船体の引渡し等につき随時申入れを行ってきていること等については、関係者に対して説明等を行って

四について
前回答弁書(平成二十一年五月十五日内閣衆質一七一第三六八号)一についてでお答えしたとおりである。

平成二十一年五月二十日提出
質問 第四二六号

在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約四百五十七万円もの賃借料が二年に渡り支払われ続けていた件に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約四百五十七万円もの賃借料が二年に渡り支払われ続けていた件に関する第三回質問主意書

「前回答弁書(内閣衆質一七一第三八七号)を踏まえ、再度質問する。

一 在ロシア日本国大使館(以下、「大使館」という。)の新建物への移転が二〇〇七年三月三十日に完了している一方で、「大使館」の旧建物と大使公邸については、その後も外務省とロシア連邦政府との間で協議が続けられ、更にその一部が現在車庫や倉庫、洗車場等として使われている「大使館」の旧建物と大使公邸につき、月額約八百三十六万円もの賃借料が支払われていたが、その「大使館」に關し、今般、ロシア側に対し大使公邸を除く旧建物を返却することで合意がなされた。右につき、前回質問主意書で、そもそも「大使館」の新建物を建てる際、大使公邸

と一体化したものとす計画を立てなかったのはなぜかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの在ロシア日本国大使館(以下「大使館」という。)の「新建物」の計画に関しては、先の答弁書(平成二十一年四月二十四日内閣衆質一七一第三二二号)十一について等でお答えしたとおり、大使館の事務所としての機能のみを持たせるということで建設の計画がなされたものであり、また、建設と並行して、大使公邸用の物件を発掘することを予定していたものである。」との答弁がなされている。当方が問うているのは、右答弁に「大使館の事務所としての機能のみを持たせるということで建設の計画がなされた」とある、その理由である。なぜ「大使館」の新建物を、大使公邸と一体化したものではなく、大使館の事務所としての機能のみを持たせるものとして建設する計画を立てたのか、その理由を再度問う。

二 前回質問主意書で、二〇〇三年から四年の歳月も費やして大使公邸用の物件探しを始めておきながら、適当な物件を見つけないことができなかったのはなぜか、「大使館」の新建物並びに旧建物、大使公邸の取り扱いについては、①「そもそも新建物を大使公邸と一体化したものとして建設する」、②「四年の間に『大使館』が大使公邸として使用するに足る、然るべき物件を見つけない(二つのどちらかの方法をとっておけば、今次指摘されている様な多額の予算を費やす必要はなかったのではないか、その様にすれば、二〇〇七年三月三十一日の新建物移転以

後、月額約八百三十六万円もの賃借料を支払わずに済んだものを、そうすることができなかったのは、外務省による「大使館」の新建物の建設計画に甘さがあつた、または、四年という長い期間があつたのにもかかわらず、適当な物件を見つけることができなかった同省職員能力の低さを表していると考えるが、同省として、この点を率直に反省する考えはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「鋭意大使公邸用の物件を探してきたが、現在大使公邸は政府機関等に近接し、市場価格よりも安価である等の利点が大きく、現在大使公邸に代わる適当な物件を発掘するに至らなかった。

また、先の答弁書(平成二十一年四月二十四日内閣衆質一七一第三一二号)十二及び十三についてお答えしたとおり、先方と鋭意協議を行い、様々な検討を行つてきており、協議は困難を極めたが、今般、旧事務所の大半を返却することで合意に達したものである。

以上のことから、『外務省の交渉能力の低さを表している』等の御指摘は当たらないと考える。』との答弁がなされている。外務省として「大使館」の旧事務所の取り扱いについて鋭意協議をし、同時に新たな大使公邸を見つるべく、物件探しに努力していたことは承知するが、現実には、旧事務所の大使公邸部分のみを賃借する、新たな大使公邸に適した物件を見出すという当初の目的を果たすことはできなかった。その結果、右で指摘した様に、二〇〇七年三月三十一日以降も、月額約八百三十六万円もの賃借料を二年に渡りロシア側に支払わざ

るを得なかった。外務省として努力はしながらも、最終的に結果を出すことができず、当初目指した目標を達成できなかったために、二年に渡り月額約四百五十七万円、年間約五千四百八十四万円、二年間で約一億九百六十八万円もの、本来なら節約が可能であつた国民の税金を支払うことを余儀なくされたという点については、外務省は結果責任を認め、率直に反省すべきではないのか。外務省の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七一第四二六号
平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約四百五十七万円もの賃借料が二年に渡り支払われ続けていた件に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約四百五十七万円もの賃借料が二年に渡り支払われ続けていた件に関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の大使館の「新建物」の建設において、大使公邸の扱いについては、政府機関等との近接性等も考慮した上で、「新建物」とは別途、手当てすることとしたものである。

二について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十一年五月十九日内閣衆質一七一第三八七号)二から六までについてお答えしたとおり、鋭意大使公邸用の物件を探してきたが、現在大使公邸に代わる適当な物件を発掘するに至らなかったものであり、また、先方と鋭意協議を行い、様々な検討を行つてきており、協議は困難を極めたが、今般、大使館の旧事務所の大半を返却することで合意に達したものであることから、状況に依りて、適切に対応してきたと考え

平成二十一年五月二十一日提出
質問 第四二七号

たばこ自動販売機の成人識別装置に関する質問主意書

提出者 北神 圭朗

たばこ自動販売機の成人識別装置に関する質問主意書

財務省は平成二十年七月より、たばこの自動販売機に成人識別装置(以下、「タスポ」とする。)の設置を義務化した。これに関し、次の事項について質問する。

一 タスポを導入した目的は何か。

二 普及率は三割程度と言われているが、この低い普及率についてどのような認識か。

三 タスポ導入により、自動販売機収入に頼るたばこ小売店の売り上げが大幅に減少し、廃業件数も増加している。この状況をどのように分析

しているか。

四 制度導入により、たばこ小売店の経営状況は極めて厳しい状態に陥っている。販売免許制を採用していることから、販売不振にあえぐ小売店を支援する施策を検討すべきであると考え

五 一方で、コンビニエンスストア等対面による販売量が増加している。対面販売における年齢確認は確実に行われているのか。右質問する。

内閣衆質一七一第四二七号
平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員北神圭朗君提出たばこ自動販売機の成人識別装置に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員北神圭朗君提出たばこ自動販売機の成人識別装置に関する質問に対する答弁書

一について

タスポ方式の成人識別自動販売機については、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(平成十七年条約第三号)に対応して未成年者喫煙防止を推進するため、たばこ業界団体(社団法人日本たばこ協会、全国たばこ販売協同組合連合会及び日本自動販売機工業会)による自

主的取組として、平成十三年十一月に開発・導入が決定され、平成二十年七月から全国で稼働しているところである。

二について

タスポカードの普及率については、同カードを発行している社団法人日本たばこ協会によれば、本年五月十六日現在、約三十四パーセントとなっており、同協会においては、引き続きタスポカードの普及促進に取り組んでいるものと承知している。なお、自動販売機常時利用者(たばこ購入に際し八十パーセント以上の頻度で自動販売機を利用する者)に対する普及率は、同日現在、約九十四パーセントとなつておりと承知している。

三について

たばこの販売数量については、タスポ方式の成人識別自動販売機の稼働後、自動販売機による販売が減少し、これに伴い、一般のたばこ小売販売店における販売が減少する一方で、コンビニエンスストア等における販売が増加しているものと認識している。

なお、たばこ小売販売店の廃業件数については、タスポ方式の成人識別自動販売機が平成二十年三月から七月にかけて各地域で順次稼働開始した前後において、例年と比べて増加が見られたものの、その後はほぼ例年並みで推移しているところである。

四について

製造たばこ小売販売業の許可については、許可申請に係る予定営業所と周囲の既設販売店との間の距離制限が設けられているところ、既設

販売店のたばこ販売本数が一定の基準を下回る場合には、これを「低調店」とし、距離制限を適用しないの特例が設けられている。成人識別自動販売機の導入に取り組んでいる既設販売店の売上げが一時的に減少した場合に、これをもって、直ちに低調店に該当するとして近隣に新規販売店を許可することは、必ずしも適当な措置ではないと考えられることから、財務省においては、各地域におけるタスポ方式の成人識別自動販売機の稼働開始から一年間の売上データについては、低調店に該当するか否かを判定する根拠として採用しないとの経過措置を講じているところである。

五について

たばこを販売する者に対しては、未成年者喫煙禁止法(明治三十三年法律第三十三号)第四条において、未成年者の喫煙の防止に資するため、たばこの販売時に年齢確認等を行うことが義務付けられているところであり、財務省、警察庁及び厚生労働省においては、従来から対面販売時の年齢確認を徹底するよう関係業界団体に対して要請を行ってきたところであるが、タスポ方式の成人識別自動販売機の稼働後、対面での販売が増加していることも踏まえ、引き続き関係業界に対して要請してまいりたい。

平成二十一年五月二十一日提出
質 問 第 四 二 一 八 号

落札者による入札書類・関連資料作成に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

落札者による入札書類・関連資料作成に関する質問主意書

落札者が国や独立行政法人の入札書類・関連資料を作成することがあつてはならない。国や独立行政法人が入札書類・関連資料の作成補助を外注することがある。その外注先に、当該入札で落札した企業や団体の構成員が、出向や請け負い等の形態で係わり、結果的に落札者の一員が入札書類・関連資料作成に関与したケースを示し願いたい。

以上について、内閣の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質一七一第四二八号

平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出落札者による入札書類・関連資料作成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出落札者による入札書類・関連資料作成に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

平成二十一年五月二十一日提出
質 問 第 四 二 一 九 号

化粧品品の動物実験に関する質問主意書

提出者 保坂 展人

化粧品の動物実験に関する質問主意書

日本において高齢化や核家族化が進むなか、犬や猫などの動物を家族の一員として迎え入れる国民が増え、国民の動物愛護の意識が高まりつつある。化粧品開発のための動物実験に反対する声も聞かれるようになってきた。動物愛護の精神が市民に広く浸透しているヨーロッパ連合(以下、EU)では、化粧品指令第七次修正(Cosmetic Directive 7th Amendment)により、二〇〇四年よりすでに化粧品の完成品の動物実験が禁止され、本年三月十一日より新たに化粧品の原料およびその組み合わせのための動物実験が禁止になった。同時に、EU域外で動物実験がなされた化粧品の完成品および原料の輸入販売も、一部の試験領域に二〇一三年までの猶予が与えられたものの、禁止になった。一方、日本においては、厚生労働省が化粧品基準に掲げる「防腐剤、紫外線吸収剤及びタール色素の配合の制限(ポジティブリスト)」に新たな成分を収載する、または最大配合量を変更することを要請する業者に対しては、動物実験等による安全性試験の資料の提出を求め、いわゆる「薬用化粧品等」の「医薬部外品の製造販売承認申請」に対しても、同様に動物実験等による安全性試験の資料を要求している。

今後、動物愛護意識の高まりから、嗜好品である化粧品開発のための動物実験を望まない消費者が増え、また、EUや米国との間で進められている規制のハーモナイゼーション(協調)により、今後、我が国においても化粧品の動物実験の禁止あるいは廃止を前提としたうえで動物実験代替試

験法の積極的な導入が求められていくと考えられる。

よつて、以下質問する。

一 政府は、企業が「一般化粧品」の開発の際に動物実験を行っているか否か、およびその動物実験の件数・実験動物数等を把握しているか。とりわけ、二〇〇一年から二〇〇八年の間に、厚生労働省の「化粧品基準改正要請」の結果、企業が安全性試験に供した実験動物、および「医薬部外品」の製造販売承認申請により、企業が安全性試験に供した実験動物について、試験の種類別、実験動物の種類等の把握が必要だと考えられるが、政府はこれらの実態を把握しているか。把握していないのであれば、いかなる理由ゆえか。

二 「医薬部外品」は日本と韓国など一部の国に見られる分類であり、日本でいういわゆる「薬用化粧品」は、EJや米国では「化粧品」として扱われている。国際的な規制のハーモナイゼーションという観点はもちろん、動物実験数の減少・削減を進めるといふ観点に立つて、動物実験の実施が要求されるいわゆる「薬用化粧品」を「一般化粧品」と同等の取り扱いにすることはできないのか。政府の見解を示されたい。

内閣衆質一七一第四二九号

平成二十一年五月二十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議員保坂展人君提出化粧品の動物実験に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員保坂展人君提出化粧品の動物実験に関する質問に対する答弁書

一 ついて

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)上、同法第二条第三項に規定する化粧品(以下「化粧品」という。)については、その開発に当たり動物実験の実施が義務付けられていないため、お尋ねの企業における化粧品の開発の際の動物実験の実施の有無等については、把握していない。

企業からの化粧品基準(平成十二年厚生省告示第三百三十一号)の改正要望書及び薬事法第二条第二項に規定する医薬部外品に該当するいわゆる「薬用化粧品」の製造販売承認申請書には、動物実験の結果等に関するデータが添付されている場合があり、このようなデータ等から、動物実験の実態等を把握しているところである。

二 ついて

いわゆる「薬用化粧品」については、にきび、肌荒れの防止等の薬効を標ぼうするものであり、薬事法上の医薬部外品に該当し、その有効性、安全性等を確認する必要があることから、化粧品と同じ取扱いとすることは困難である。

平成二十一年五月二十一日提出
質 問 第 四 三 〇 号

海上自衛隊の特殊部隊における隊員死亡事件に係る防衛省による調査の進捗状況等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

海上自衛隊の特殊部隊における隊員死亡事件に係る防衛省による調査の進捗状況等に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一七一第二七一号)を踏まえ、質問する。

一 昨年九月、広島県江田島市にある海上自衛隊の特殊部隊「特別警備隊」隊員を養成する第一術科学校の特別警備課程において、一人で十五人を相手にする格闘訓練を受けていた男性三等海曹が意識不明になり、約二週間後に死亡した事件(以下、「三等海曹死亡事件」という。)が発生した。右につき、「政府答弁書」においても過去の答弁書同様、「御指摘の海上自衛隊における死亡事案については、当該事案の解明に向けて、引き続き厳正に海上自衛隊地方総監部幕僚長を長とする事故調査委員会における調査が行われているとともに、海上自衛隊警務隊による捜査も引き続き行われているところである。」と、未だ海上自衛隊の事故調査委員会による調査と、海上自衛隊警務隊による捜査が完了していないとの答弁がなされていた。一方で、本年五月九日、海上自衛隊警務隊として、当時の教官ら複数の隊員を業務上過失致死容疑で書類送検する方針を固め、検察側と最終協議に入ったことが海上自衛隊関係者への取材でわかったとの報道(以下、「報道」という。)がなされているが、右は事実か。詳細に説明されたい。

二 「報道」によると、「三等海曹死亡事件」に関わる当時の教官らに対しては、傷害致死容疑の適用は見送ったとのことであるが、右は事実か。

三 「三等海曹死亡事件」に関わる当時の教官を除く、例えば直接死亡した三等海曹と格闘した隊員等、同事件に関係している者に対し、防衛省

としてどのような対応をとる予定しているか。

四 「報道」にある、「三等海曹死亡事件」に対する防衛省の対応につき、同省としていつ、どのような方法をもって国民に明らかにしているのか説明されたい。

五 死亡した三等海曹の御遺族に対し、公務上の災害に対する補償等、今後防衛省としてどのような対応をとる考えているのか説明されたい。

内閣衆質一七一第四三〇号

平成二十一年五月二十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員死亡事件に係る防衛省による調査の進捗状況等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出海上自衛隊の特殊部隊における隊員死亡事件に係る防衛省による調査の進捗状況等に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

御指摘の海上自衛隊における死亡事案(以下「当該事案」という。)については、当該事案の解明に向けて、引き続き厳正に海上自衛隊地方総監部幕僚長を長とする事故調査委員会における調査が行われているとともに、海上自衛隊警務隊による捜査も引き続き行われているところであり、お尋ねについてはお答えを差し控えた。

四について

防衛省においては、その調査経過について、
「海上自衛隊特別警備隊関係の課程学生の死亡
事案について(中間報告)」として取りまとめ、
平成二十年十月二十二日に公表したところであ
り、引き続き当該事案の解明を進めているとこ
ろである。

五について

当該事案については、現在、死亡に係る事実
関係の調査及び捜査が行われているところであ
るため、現時点で、公務上の災害に対する補償
は行っていないが、調査等の結果も踏まえ、適
切に対処してまいりたい。

平成二十一年五月二十一日提出
質問 第四三一号

外務省所管の各種法人に対する同省の助成等
に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省所管の各種法人に対する同省の助成
等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第三五三号)で
は、公益法人、社団法人、財団法人等の、外務省
が所管している各種法人に対する、平成十七年度
から十九年度までの五年度にわたる同省の補助金
交付金額並びにそれが各法人の収入に占める割合
につき、以下の通り明らかにされている。

- ・平成十七年度
- ① 財団法人日本国際問題研究所 四億三千九
万五千円 四十九・九%

平成二十一年六月二日 衆議院会議録第三十五号

議長報告

- ② 財団法人交流協会 十六億五百四十万千
円 五十三・一%
- ③ 社団法人北方領土復帰期成同盟 四千五十
六万七千円 二十七・五%
- ④ 社団法人国際協力会 三千四百六十六万七千
円 九十一・八%
- ⑤ 社団法人国際農業者交流協会 四千五百十
万二千円 十三・六%
- ⑥ 財団法人オイスカ 二千九十二万四千二百
六十六円 一・九%
- ⑦ 財団法人国際医療技術交流財団 五十一万
四千三百二十円 〇・八%
- ・平成十八年度
- ① 財団法人日本国際問題研究所 四億三千六
百七十六万九千円 五十二・九%
- ② 財団法人交流協会 十四億七千七百一十二
千円 五十・七%
- ③ 社団法人北方領土復帰期成同盟 三千八百
三十二万三千円 三十・一%
- ④ 財団法人オイスカ 二千三百八十九万三千
百九十四円 一・八%
- ⑤ 財団法人国際開発救援財団 百二十三万五
千四百円 〇・五%
- ・平成十九年度
- ① 財団法人日本国際問題研究所 四億二千四
百三十八万九千円 五十・五%
- ② 財団法人交流協会 十五億千七百八十七万
九千円 五十・六%
- ③ 社団法人北方領土復帰期成同盟 四千七百七
十六万九千円 三十二・四%
- ④ 財団法人オイスカ 千九百十八万五千五百七
十六円 一・一%

- ⑤ 財団法人ケア・インターナショナルジャパ
ン 七十六万二千三百五十五円 〇・三%
 - ⑥ 財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパ
ン 二百二十一万七千七百二十八円 〇・二%
 - ⑦ 財団法人家族計画国際協力財団 四十三万
三千三百八十六円 〇・一%
 - ⑧ 社団法人日本国際民間協力会 二百九十四
万二千八百七円 一・四%
- 右を踏まえ、再度質問する。
- 一 前文にある法人の内、例えば平成十七年度に
外務省よりそれぞれ三千万円、四千万円を超え
る補助金の交付がなされ、同法人の収入に占め
る割合も九十一・八%、十三・六%を占めてい
た社団法人国際協力会、国際農業者交流協会に
対し、翌年度以降、同省より補助金の交付がな
されていないのはなぜか。
- 二 本年五月十九日、文部科学省所管の公益法人
である日本漢字能力検定協会の理事長と副理事
長が背任容疑で逮捕された。右については、主
務官庁としての文科省の責任も重いと考える。
- 現在、中央省庁等から補助金を受け取り、また
国家公務員の天下り先となっている公益法人や
独立行政法人の各種法人に対する国民の信頼は
大きく揺らいでいるものと思料する。「前回答
弁書」で外務省は、前文で挙げた法人について
「設立目的に則した公益に資する活動を実施し
てきているものと考えている。」との答弁をして
いるが、同省がそう認識している根拠を示され
たい。右はそれぞれの法人の経営方針、収支状
況等を正確に把握した上での答弁か。
- 三 前文で挙げた法人の内、例えば北方領土復帰

期成同盟については、平成十八年三月二十四日
の政府答弁書(内閣衆質一六四第一五三号)で
「社団法人北方領土復帰期成同盟(以下「北方同
盟」という。)によれば、平成十二年に預金残高
の不足金及び事業に係る取引先への未払金以
下「不足金等」という。)が生じていることが判明
したとのことであり、平成三年度から不足金
が発生し、不足金等の合計額は、約二千万円で、
現在補填を行っているとのことである。北方同
盟によれば、当時の経理担当職員(以下「職員」
という。)は退職しており、職員に対して退職金
が支払われたが、その後、職員から北方同盟に
対して同額の金銭が支払われたとのことであ
る。北方同盟によれば、職員を告訴したとのこ
とである。」との答弁がなされている様に、過去
に使途不明金が発生したことがあると承知す
る。前文で挙げた法人の内、北方領土復帰期成
同盟同様、過去に使途不明金が発生する等の不
祥事があった法人はないか、外務省として把握
しているか。

四 前回質問主意書で、外務省の課長・企画官相
当職より下の職員につき、過去五年間、前文で
触れた法人を含め、外務省が所管する二百十四
の特例民法法人に天下った職員は何名いるかと
問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねにつ
いては、外務省として把握しておらず、お答え
することは困難である。」との答弁がなされてい
るが、同省として右を把握していないのはなぜ
か。

右質問する。

内閣衆質一七一第四三一号
平成二十一年五月二十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

社団法人国際協力会及び社団法人国際農業者交流協会に対する外務省からの補助金は、「行政改革大綱」(平成十二年十二月一日閣議決定)及び平成十三年十二月十八日に政府行政改革推進本部が承した「行政委託型公益法人等改革の実施計画(補助金等関係)中間とりまとめ」に基づき、平成十二年度から平成十七年度までの間に段階的に廃止されたところである。

二について

外務省は、先の答弁書(平成二十一年五月十二日内閣衆質一七一第三五三三三)一についてで補助金の額についてお答えした法人(以下「法人」という。)から年度ごとに提出される事業や収支に関する報告等を通じ、各法人の活動や収支の状況を把握している。

三について

お尋ねの「不祥事」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、外務省としては、法人のうち、社団法人北方領土復帰期成同盟を除く

ものについては、「使途不明金が発生した」という事例は承知していない。

四について

御指摘の職員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないことから、御指摘の答弁を行ったものである。

平成二十一年五月二十一日提出
質 問 第 四 三 二 号

農林水産省の出先機関における勤務評定に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

農林水産省の出先機関における勤務評定に関する再質問主意書

本年四月三十日付の読売新聞夕刊に、農林水産省の出先機関のうち少なくとも十四の機関で、機関の長が同省の労働組合である全農林労働組合の要求を受け入れ、勤務評定を人事に反映させないとする文書(以下、「文書」という。)を交わしていたことが同日わかったとの記事(以下、「読売記事」という。)が掲載されている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第三八二二二)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「読売記事」には、「文書」に「勤務評定による労働条件の差別は一切行わない」、「労働条件についてはすべて組合と事前に協議する」という項目が十四機関でほぼ共通しており、他には「職員が勤務評定に『反対』していることを認め、上部に伝える」、「学歴、学閥などによる差別をなくす」、「労働条件、労働

慣行にかかる既得権は尊重する」等の項目もあり、更には、七年に一度、必ず特別昇給することをルールとして定める機関もあったとされていることにつき、右は事実かと問うたところ、「前回答弁書」では「農林水産省においては、農林水産省の改革の一環として、これまでの不適切な労使慣行を徹底的に点検しており、御指摘の報道内容については、本年三月に行った点検の過程で明らかになったものである。ただし、御指摘の『七年に一度、必ず特別昇給すること』をルールとして定めた取決めがこの点検の中で報告されたという事実はない。」との答弁がなされている。右答弁は、要するに、農水省の出先機関において、全農林組合との間で、七年に一度特別昇給するというルールが定められたという事実は一切ないということか。明確な答弁を求める。

二

一の答弁には「農林水産省においては、農林水産省の改革の一環として、これまでの不適切な労使慣行を徹底的に点検しており」とあり、更に「前回答弁書」には「農林水産省においては、農林水産省の改革の一環として、これまでの不適切な労使慣行を徹底的に点検すること」を目的とし、今回調査を行ったところである。この過程で確認できた「文書」は、本年三月二十七日時点において存在する取決めに係るものとして農林水産省各機関から提出されたものであり、いつ頃から交わされていたものかについては確認できていない。また、これまで報告されている取決めに関し、現時点で処分に当たる事案は確認されていない。」とあるが、現時点で、農水省による点検作業の結果、不適切な労使慣

行としてどの様な取決めが報告されているのか、その全事例を明らかにされたい。

三 一の答弁では「文書」につき「いつ頃から交わされていたものかについては確認できていない。」とあるが、農水省として、いつ頃から「文書」にある取決めがなされてきたのか、今後確認作業を続け、把握する考えはあるか。

四 二の全事例に対し、二の答弁にある様に、農水省として、現時点で処分に当たる事案はないと考えているのはなぜか説明されたい。

内閣衆質一七一第四三三二号
平成二十一年五月二十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省の出先機関における勤務評定に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省の出先機関における勤務評定に関する再質問に対する答弁書

一について

農林水産省が平成二十一年三月に行ったこれまでの労使慣行の点検の中で、御指摘の「七年に一度特別昇給する」というルールを定めた取決めが報告されたという事実はない。

二及び三について

一についてで述べた点検の中で、平成二十一年三月二十七日時点において存在する取決めとして農林水産省各機関から提出されたものにつ

いて、報告した管理職等に対し、当該取決めを結ぶことによる業務への支障の有無、当該取決めを結ぶことになった経緯等を再度精査させているところである。

四について

一 について述べた点検の中で、平成二十一年三月二十七日時点において存在する取決めとして農林水産省各機関から提出されたものからは、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十二条第一項各号の処分事由に該当するような具体的行為を確認することはできなかったことから、「現時点で処分に当たる事案は確認されていない」と答弁したところである。

平成二十一年五月二十一日提出
質 問 第 四 三 三 号

「育児休業に係る不利益取扱い」及び「妊娠・出産等を理由とした解雇等不利益取扱い」に対する是正指導後の状況に関する質問主意書

提出者 山井 和則

「育児休業に係る不利益取扱い」及び「妊娠・出産等を理由とした解雇等不利益取扱い」に対する是正指導後の状況に関する質問主意書

問主意書

二〇〇九年五月二十日付けの厚生労働省資料「育児休業に係る不利益取扱いに関する是正指導の内容」及び「妊娠・出産等を理由とした解雇等不利益取扱いに関する是正指導の内容」について、次のとおり質問する。

一 「育児休業に係る不利益取扱いに関する是正指導の内容」(平成二十年度)は五十三件であった。五十三件中、育児休業取得後、復職したの何人か。

二 一の是正指導により、どのような効果が見られたと考えるか。

三 「妊娠・出産等を理由とした解雇等不利益取扱いに関する是正指導の内容」(平成二十年度)は二十六件であった。二十六件中、解雇されずに継続雇用されたのは何人か。

四 三の是正指導により、どのような効果が見られたと考えるか。

五 三に関して、継続雇用の人が少ないが、その理由は何か。

右質問する。

内閣衆質一七一第四三三三号
平成二十一年五月二十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出「育児休業に係る不利益取扱い」及び「妊娠・出産等を理由とした解雇等不利益取扱い」に対する是正指導後の状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出「育児休業に係る不利益取扱い」及び「妊娠・出産等を理由とした解雇等不利益取扱い」に対する是正指導後の状況に関する質問に対する答弁書

(別紙)

一 について
御指摘の五十三件中、復職に係る不利益取扱いが問題となった事案は三十件であり、厚生労働省として把握している限りでは、そのうち復職することとなった事案は十四件である。

二 及び四について
御指摘の五十三件及び二十六件中、指導を継続中等の七件を除くすべてについては、是正指導に従う旨の報告がされており、不利益取扱いの防止に一定の効果を挙げたものと考えている。

三 及び五について
御指摘の二十六件中、解雇に係る不利益取扱いが問題となった事案(就業規則の規定が問題となった事案であつて特定の労働者の解雇が問題となつていないもの及び実際には解雇が通告されなかった事案各一件を除く。)は五件であり、そのうち事業主が解雇を撤回した事案は三件である。残る二件は、労働者が匿名で相談をしたため指導後の経過が不明なもの及び労働者が退職に合意した事案であり、「継続雇用的人が少ない」という御指摘は当たらないものと考えている。

平成二十一年五月二十一日提出
質 問 第 四 三 四 号

新・要介護認定基準に関する質問主意書

提出者 山井 和則

新・要介護認定基準に関する質問主意書
二〇〇九年四月一日より実施されている、新・要介護認定基準について、次のとおり質問する。
一 このたび、厚生労働省内に設置された「要介

護認定の見直しに係る検証・検討会」において、検証方法はいつ決められ、調査はいつ依頼されるのか。また、検証結果はいつ公表されるのか。それぞれ具体的に教えてください。

二 新・要介護認定基準が実施され、介護支援専門員の間では、訪問調査に基づく一次判定が軽く判定され、「非該当(自立)」になるケースが増えているとの心配の声が高まっている。一方、舛添厚生労働大臣は、四月一日の衆議院厚生労働委員会、「研究事業」と、今のパーセンテージは〇%と答弁している。これは、新・要介護認定基準で非該当になる人は、今までより増えないと想定しているのか。もし、そうであれば、その根拠をお教えいただきたい。

三 もし、非該当になる人が増えた場合、介護サービスを利用できなくなる。これに対し、どのような具体的救済措置を考えているのか、お教えいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第四三四号
平成二十一年五月二十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出新・要介護認定基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出新・要介護認定基準に関する質問に対する答弁書

(別紙)

一 について
現在、「要介護認定の見直しに係る検証・検

討会(以下「検討会」という。)において、お尋ねの検証方法を含め、御議論いただいているところであり、現段階において、検証方法の決定時期、調査の実施時期及び検証結果の公表時期についてお答えすることは困難である。

二及び三について

御指摘の舛添厚生労働大臣の答弁は、あくまでも平成十九年度の研究事業の結果について説明したものであり、本年四月の要介護認定等の方法の見直しの影響については、今後、検討会において、できるだけ早急に検証することとしており、現段階において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、本年四月の要介護認定等の方法の見直しにより、要介護状態区分等が変化し、これまで受けていた介護サービスの利用量が変化することではないかという不安が利用者にあることから、当該見直しの影響について検証を実施している期間中、要介護認定等の更新申請者が希望する場合には、従前の要介護状態区分等によるサービス利用も可能となるよう経過措置を設けている。

平成二十一年五月二十一日提出
質問 第四三五号

生活保護母子加算の廃止に関する質問主意書

提出者 山井 和則

生活保護母子加算の廃止に関する質問主意書

今年四月、完全廃止された生活保護の母子加算

について、次のとおり質問する。

一 そもそも生活保護制度の生活扶助の中に母子加算が設けられた理由は何か。

二 母子加算が廃止された理由は何か。

三 母子加算は二〇〇五年度より順次廃止され、

二〇〇八年度をもって完全に廃止されたが、二〇〇五年度から完全廃止までの各年度において、

廃止された母子加算の総額はいくらか。また、対象世帯数及び対象児童数は何人か。

四 母子加算の廃止により、二〇〇五年度より「高等学校等修学費」、二〇〇七年度より「ひとり親世帯就労促進費」が創設されたが、それぞ

れについて、創設後の各年度毎の額及び費用総額はいくらか。また、対象世帯数及び対象児童数は何人か。

右質問する。

内閣衆質一七一第四三五号

平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出生活保護母子加算の廃止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出生活保護母子加算の廃止に関する質問に対する答弁書

一について

生活保護の母子加算については、昭和二十四年に創設されたが、当時、生活保護の基準額の

算定に当たっては、飲食物費について、軽作業に従事する程度の就労状態を前提とし、これに応じた熱量を基礎として算定していた。母子加算は、このような考え方を基礎としつつ、母親の勤労意欲も加味して必要な摂取熱量を満たし得るよう、母子世帯の状況に応じ、追加的な飲食物費を支給することを目的として創設されたものである。

二について

平成十六年に実施された母子世帯の生活費についての検証結果によると、母子加算を加えた被保護母子世帯の生活扶助基準額は一般母子世帯の平均的な消費水準を上回っており、また、母子加算を加えない生活扶助基準額についても一般勤労母子世帯の生活扶助相当支出額とおおむね均衡していた。これも踏まえ、母子加算について、一律、機械的な給付を見直し、ひとり親世帯の親の就労に伴う追加的な支出に配慮しつつ、ひとり親世帯の自立に向けた給付とするよう、見直しを行ったものである。

三について

母子加算については、十六歳から十八歳までの児童に係るものについて、平成十七年度から三年をかけて段階的に廃止し、また、十五歳以下の児童に係るものについて、平成十九年度から三年をかけて段階的に廃止したところである。前者に係る縮減額は、地方負担分を含め、平成十七年度が約八億九千万円、平成十八年度が約八億六千万円、平成十九年度が約八億七千万円であり、後者に係る縮減額は、地方負担分を含め、平成十九年度が約八十二億円、平成二

十年度が約百十四億九千万円、平成二十一年度が約四十九億七千万円である。

また、お尋ねの各年度における対象世帯数及び対象児童数については、それぞれ、平成十七年度が九万六千二百三十世帯及び十八万四千八百七十八人、平成十八年度が九万九千三百八十世帯及び十八万六千八百六十人、平成十九年度が八万五千三百六十五世帯及び十五万五千三百人である。平成二十年度以降については、現在集計中である。

四について

お尋ねの高等学校等就学費の支給額(地方負担分を含む)、対象世帯数及び対象児童数については、それぞれ、平成十七年度が約五十八億円、二万五千七百五十世帯及び三万二千八百九十二人、平成十八年度が約七十三億円、二万七千九百九十世帯及び三万五千四百八十三人、平成十九年度が約七十八億円、二万九千九百十世帯及び三万七千五百六十二人であり、平成十七年度から平成十九年度までの間の支給総額は二百九億円である。

お尋ねのひとり親世帯就労促進費の支給額(地方負担分を含む)及び対象世帯数については、それぞれ、平成十九年度が約六億円及び約五千世帯である。

ひとり親世帯就労促進費の対象児童数については把握しておらず、また、それ以外の事項については、平成二十年度以降のものは、現在集計中である。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年四月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の七条を加える。

(基金)

第二条の二 振興会は、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置として、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算(第一号)により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、次の各号に掲げる業務に要する費用に充てるためにそれぞれ当該各号に定める基金を設けるものとする。

- 一 第十五条第一号に掲げる業務のうち先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成に係るもの及びこれに附帯する業務 先端研究助成基金
- 二 第十五条第三号に掲げる業務のうち有為な研究者の海外への派遣に係るもの及びこれに附帯する業務 研究者海外派遣基金
- 三 先端研究助成基金又は研究者海外派遣基金の

運用によつて生じた利子その他の収入金は、それぞれこれらの基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」とする。

4 振興会は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を廃止する場合において、これらの基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

(業務方法書)

第二条の三 文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書(前条第一項第一号に掲げる業務(先端研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「先端研究助成業務」という。)に係る部分に限る。次項において同じ。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

(中期目標及び中期計画)

第二条の四 文部科学大臣は、通則法第二十九条

第一項の規定により、中期目標(先端研究助成業務に係る部分に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画(先端研究助成業務に係る部分に限る。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

(区分経理)

第二条の五 振興会は、次に掲げる業務については、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならない。

- 一 先端研究助成業務
- 二 附則第二条の二第二号に掲げる業務(研究者海外派遣基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「研究者海外派遣業務」という。)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二条の六 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定(罰則を含む。)は、先端研究助成業務又は研究者海外派遣業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三

十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

(国会への報告等)

第二条の七 振興会は、毎事業年度、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

(過料)

第二条の八 附則第二条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して先端研究助成基金又は研究者海外派遣基金を運用した場合には、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

独立行政法人日本学術振興会に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、独立行政法人日本学術振興会に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、平成二十一年度の一般会計補正予算(第一号)により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を設けるものとする。また、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に關し、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)の規定を準用すること。

2 文部科学大臣は、通則法の規定による業務方法書の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。

3 文部科学大臣は、通則法の規定により、中期目標を定め、又は変更しようとするとき及び中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。

4 振興会は、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務について、それぞれ特別の勘定を

設けて経理しなければならないものとする。

5 振興会が先端研究助成業務又は研究者海外派遣業務として支給する資金に關し、補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律を準用すること。

6 振興会は、毎事業年度、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に關する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は意見を付けて当該報告書を国会に報告しなければならないものとする。

7 通則法の規定に違反して先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を運用した振興会の役員は、二十万円以下の過料に処するものとする。

8 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

独立行政法人日本学術振興会に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設ける本案はおおむね妥当なものと認めるが、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置とすることについて削除することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十一年度一般会計補正予算(文部科学

省所管)において、学術研究の振興に必要な経費三千億円が計上されている。
右報告する。

平成二十一年五月二十九日

文部科学委員長 岩屋 毅

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

〔は修正〕

附則第二条の次に次の七条を加える。

(基金)

第二条の二 振興会は、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置として、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計補正予算(第一号)により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、次の各号に掲げる業務に要する費用に充てるためにそれぞれ当該各号に定める基金を設けるものとする。

一 第十五条第一号に掲げる業務のうち先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成に係るもの及びこれに附帯する業務 先端研究助成基金

二 第十五条第三号に掲げる業務のうち有為な研究者の海外への派遣に係るもの及びこれに附帯する業務 研究者海外派遣基金

2 先端研究助成基金又は研究者海外派遣基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、それぞれこれらの基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に

係る部分に限る。)の規定は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」とする。

4 振興会は、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を廃止する場合において、これらの基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

(業務方法書)

第一条の三 (略)

(中期目標及び中期計画)

第二条の四 (略)

(区分経理)

第二条の五 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律の準用)

第二条の六 (略)

(国会への報告等)

第二条の七 (略)

(過料)

第二条の八 (略)

(別紙)

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 研究課題の選定に当たっては、早期に事業化が見込めるもの等に偏ったり、課題数を三十程度と限定することなく、ハイリスク研究等の取

扱い、分野間のバランスも勘案し、適正な資源配分を行うこと。また、中心研究者及び研究課題の選考に当たるとる有識者については、特定の業界や分野に偏ることのないよう、真に我が国の科学研究の振興に資する適切な人選を行うこと。

二 先端研究助成基金については、複数年にわたる多額の国費による研究であることを踏まえ、研究の評価の在り方について中間評価の実施を含めて十分検討し、適切に評価を行うとともに、この評価結果をその後の研究開発へ適切に反映させるよう努めること。なお、評価の実施に当たっては、研究者の負担に配慮すること。また、基金の使用状況、研究の進捗状況及び研究成果等を広く国民へ情報提供するとともに、国民各層の幅広い活用を期するため、原則として公開すること。

三 総合科学技術会議は、先端研究助成業務について、公正中立かつ適切な選定を行うとともに、本来期待される制度の趣旨が確保されることに責任を負うこと。

四 独立行政法人日本学術振興会は、三千億円の新たな基金が設立される独立行政法人として、科学研究費補助金の交付業務はもとより、先端研究助成業務及び若手研究者海外派遣業務について、一層、公正中立かつ適切な業務運営を行い、各案件の進捗状況に係る管理責任を負うこと。

五 若手研究者人材の育成の在り方は、本来各大学・独立行政法人等が自ら柔軟に判断すべきものであることから、若手研究者の海外派遣への

助成に当たっては、運営費交付金や私学助成の拡充等の方策を実現できるよう、その在り方について早急に抜本的見直しを行うこと。

六 我が国の研究開発力の向上や国際競争力強化の観点から、既存の研究助成制度の改善を図るとともに、基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金など研究助成の拡充に努めるとともに、その配分についても、基金の活用等、年度をまたぐ柔軟かつ機動的な支出を可能にできるよう、その在り方について抜本的見直しを行うこと。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 四番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号、部 一、五円 一〇円